

森林経営プランナー認定更新要件

継続学習（自己研鑽）の自己申告

森林経営プランナーとして必要な知識や技術を維持し、社会に信頼される森林経営プランナーであるため、有効期間内の継続学習（自己研鑽）に取り組み、その取り組みを以下の表に示す継続学習（自己研鑽）により、認定有効期間内に 10 点以上獲得し、登録更新要件表（別紙 2）にて自己申告することを更新要件とする。

表) 継続学習（自己研鑽）の配点基準

番号	区分		配点基準	
			単位	配点
①	外部研修への参加	①-1 全国森林組合連合会が開催する認定森林経営プランナー向け研修会に研修生として参加（オンライン研修を含む）	1回	2点
		①-2 森林・林業関係団体（※）が開催する研修会・シンポジウム等に研修生として参加（オンライン研修を含む）	1回	1点
②	外部研修への出講	森林・林業関係団体（※）が開催する研修会に講師として参加 (オンライン研修を含む)	1回	3点
③	林業大学校（教育機関）等への出講	林業大学校（教育機関）等の授業に講師として参加	1回	3点
④	内部研修への参加	所属先が開催する内部研修に研修生として参加	1回	1点
⑤	内部研修への出講	所属先が開催する内部研修に講師として参加	1回	2点
⑥	外部の委員会等への出席	森林・林業関係団体（※）が企画する委員会に委員として出席	1回	1点
⑦	雑誌等への寄稿	森林・林業関係団体（※）が発行する雑誌等に論文・報告文等を寄稿	1件	3点
⑧	その他	内容を記載	—	—

※国・地方公共団体、林業関連の協会・団体、林業関連民間事業体等

※その他の配点については、事務局で内容確認の上、別途通知する。

※令和 6 年 1 月 1 日から適用する。